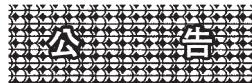


「社会福祉法人 上田しいのみ会 上田市中之条801
 身体障害者授産施設 上田しいのみ園 上田市下室賀2826 に改め、
 社会福祉法人 上田しいのみ会 上田市下室賀2826
 身体障害者療護施設 しいのみ療護園 」
 同表の不在者投票のできる介護老人保健施設中
 「長野県厚生農業協同組合連合会 佐久市臼田197 を
 佐久総合病院老人保健施設 」
 「長野県厚生農業協同組合連合会 佐久市臼田197
 佐久総合病院老人保健施設
 依田窪老人保健施設 小県郡長和町古町3365-5」
 に、
 「老人保健施設 ケアまるこ 小県郡丸子町上丸子331-13 を
 依田窪老人保健施設 小県郡長和町古町3365-5」
 「介護老人保健施設 ケアまるこ 上田市上丸子331-13」に、
 「上田市大字御所666」を「上田市御所666」に、
 「上田市大字住吉322」を「上田市住吉322」に、
 「介護老人保健施設 チェリーガーデン 上田市大字保野710」を
 「医療法人光仁会 介護老人保健 上田市保野710 」に改める。
 施設チェリーガーデン 」

選挙管理委員会



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画高度利用地区 塩尻市大門中央通り地区

2 縦覧場所

長野県企画局土地・景観チーム及び塩尻市役所

土地・景観チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年4月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なかむら

3 代表者の氏名

小幡 礼子

4 主たる事務所の所在地

安曇野市穂高柏原1425番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、安曇野地域の住民に対して、介護・保育に関する事業を行い、よって福祉の増進に寄与することを目的とする。

N P O 推進チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西源上田築地店
上田市大字築地字祭之神681-4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社西源
松本市大字芳川小屋71-2
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称(氏名)及び住所
株式会社西源
松本市大字芳川小屋71-2
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年12月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,062平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 駐車場の収容台数 | 254台 |
| (2) 駐輪場の収容台数 | 20台 |
| (3) 荷さばき施設の面積 | 206平方メートル |
| (4) 廃棄物等の保管施設の容量 | 9立方メートル |
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | |
| 開店時刻 午前9時 | |
| 閉店時刻 午後8時 | |
| (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | |
| 午前8時から午後8時30分まで | |
| (3) 駐車場の自動車の出入口の数 | 6か所 |
| (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | |
| 午前6時から午後6時まで | |
- 8 届出年月日
平成18年4月12日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は上小地方事務所産業労働チーム
- 10 縦覧の期間
平成18年4月24日から平成18年8月24日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年4月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画 第一種市街地再開発事業 大門中央通り地区
- 2 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画チーム及び塩尻市役所

都市計画チーム

公告

小諸市森山土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成18年4月24日

長野県佐久地方事務所長 鷹野治

理 事**新 任****重 任****退 任****監 事****新 任****重 任****退 任**

水と土・郷づくりチーム

公告

南安曇郡烏川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年4月24日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

監事

新任

氏名	住所
立岩光次	安曇野市堀金烏川48番地13

退任

氏名	住所
南辰雄	安曇野市堀金烏川51番地8

水と土・郷づくりチーム

公告

長野県下堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年4月24日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

理事

新任

氏名	住所
北澤 覚	長野市川中島町今里160番地
山本保範	長野市川中島町四ツ屋898番1
小林直人	長野市川中島町今井1794番地
馬場泰夫	長野市川中島町御厨1858番地2
橋田武雄	長野市川中島町御厨2273番地
小林一樹	長野市稻里町田牧1374番地5
若林益實	長野市稻里町田牧156番地2
奥野健	長野市篠ノ井杵淵209番地1
鈴木政太郎	長野市篠ノ井西寺尾2841番地
小出森雄	長野市篠ノ井小森696番地
池田政太	長野市篠ノ井東福寺1952番地
近藤治雄	長野市篠ノ井東福寺1439番地イ号1

重任

氏名	住所
増田幸雄	長野市川中島町御厨686番地
久保貞二郎	長野市篠ノ井東福寺118番地

退任

氏名	住所
大日方定男	長野市川中島町今里879番地
丸田正光	長野市川中島町上水鉋1068番地
岡村安正	長野市川中島町今井1657番地
内山今朝男	長野市川中島町御厨1087番地2
今井信雄	長野市川中島町御厨1631番地
倉嶋恒男	長野市稻里町田牧751番地
鈴木幸男	長野市稻里町田牧960番地1
杵渕正久	長野市篠ノ井杵渕1031番地
宮尾昌通	長野市篠ノ井西寺尾2890番地
中村千幸	長野市篠ノ井小森690番地
小山至	長野市篠ノ井東福寺615番地
杉村貢	長野市篠ノ井東福寺2251番地

監事

新任

氏名	住所
丸田幸民	長野市川中島町上水鉋405番地
相澤洋男	長野市川中島町御厨773番地
西沢良男	長野市篠ノ井東福寺651番地1

退任

氏名	住所
北澤覚	長野市川中島町今里160番地
柳原等	長野市川中島町御厨1773番地
丸山和英	長野市稻里町田牧715番地
酒井淳	長野市篠ノ井杵渕671番地2
竹中政夫	長野市篠ノ井東福寺1840番地1

水と土・郷づくりチーム

公告

千曲市更級土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年4月24日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

理事

新任

氏名	住所
和田武雄	千曲市大字若宮476番地
中村保男	千曲市大字若宮752番地
小松勝	千曲市大字羽尾1954番地1
金井志郎	千曲市大字羽尾2437番地1
塙田昌平	千曲市大字羽尾1322番地
北村主計	千曲市大字羽尾1286番地
海野貞	千曲市大字羽尾661番地
中澤幸男	千曲市大字羽尾2911番地
市川敏明	千曲市大字八幡6713番地

重任

氏名	住所
近藤延栄	千曲市大字若宮947番地1
高松久男	千曲市大字須坂411番地2
福島善郎	千曲市大字須坂230番地2

退任

氏名	住所
豊城重行	千曲市大字若宮492番地1
大谷茂安	千曲市大字若宮2854番地
大谷武文	千曲市大字羽尾1847番地
小松康孝	千曲市大字羽尾1877番地1
西沢直人	千曲市大字羽尾1414番地1
塙田袈裟良	千曲市大字羽尾1128番地2
森剛教	千曲市大字羽尾531番地イの2
臼井辰雄	千曲市大字羽尾3258番地2
浜田吉治	千曲市大字八幡5523番地

監事

新任

氏名	住所
中村善太郎	千曲市大字若宮971番地
北村満男	千曲市大字羽尾1493番地3

退任

氏名	住所
大谷義友	千曲市大字羽尾1849番地2
塙田幸三	千曲市大字羽尾1333番地1

水と土・郷づくりチーム

公告

小布施土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年4月24日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

理事

新任

氏名	住所
唐沢栄	上高井郡小布施町大字北岡440番地
小島正	上高井郡小布施町大字小布施2250番地7
酒井清太	上高井郡小布施町大字中松84番地1
中嶋司	上高井郡小布施町大字雁田690番地
大原製恵三	上高井郡小布施町大字押羽478番地
小林辰次	上高井郡小布施町大字中松794番地
松沢旦昇	上高井郡小布施町大字小布施507番地
原好文	中野市大字桜沢1189番地
鶴田博明	上高井郡小布施町大字小布施1971番地
小林嘉一	上高井郡小布施町大字大島151番地

重任

氏名	住所
川上富士男	上高井郡小布施町大字都住36番地
関和信	上高井郡小布施町大字都住1005番地
市村良三	上高井郡小布施町大字小布施802番地

退任

氏名	住所
小林晴康	上高井郡小布施町大字大島78番地
原保	上高井郡小布施町大字中松786番地
丸山薰弘	上高井郡小布施町大字雁田723番地
川上脩一	上高井郡小布施町大字中松281番地
小林和之	中野市大字草間556番地
畔上新之助	上高井郡小布施町大字小布施382番地
金田茂	上高井郡小布施町大字福原120番地の2
町田憲治	上高井郡小布施町大字押羽477番地
田中繁行	上高井郡小布施町大字押羽407番地の5
村松一	上高井郡小布施町大字小布施1358番地の2

監事

新任

氏名	住所
手塚徳夫	上高井郡小布施町大字都住421番地
島田照夫	上高井郡小布施町大字飯田429番地

退任

氏名	住所
山崎武夫	上高井郡小布施町大字北岡489番地
吉沢巖	上高井郡小布施町大字都住670番地

水と土・郷づくりチーム

理事

新任

氏名 住所
山下惣平 飯田市下久堅知久平1617番地

水と土・郷づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月24日

長野県南佐久建設事務所長 塩入邦寿

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダム貯水池の水質調査業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書とのおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成19年1月10日まで

(4) 履行場所

南佐久郡佐久穂町古谷 古谷ダム

南佐久郡佐久穂町余地 余地ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又Cに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 水質調査について計量証明事業者であること。

(5) 過去5年以内に同種、同規模の水質調査測定業務の履行実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所 総務チーム

電話 0267(82)3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年5月11日(木) 午後1時30分

公告

長野県小渋川土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成18年4月24日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年4月27日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月24日

長野県上田建設事務所長 丸山文哉

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

水防情報システム保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成19年3月26日まで

(4) 履行場所

長野県上田建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務チーム

電話 0268(25)7162

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年5月18日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 402号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月8日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもった者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川チーム

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成18年4月24日

長野県公安委員会委員長 宮下行一

1 審査の種類、期日及び場所

種類		期日	場所
技能検定員審査	知識・技能 (普通)	平成18年6月19日(月) 午前9時から午後5時まで	塩尻市大字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成18年6月14日(水) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (大型)	平成18年6月14日(水) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (普自二)	平成18年6月15日(木) 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能 (普通)	平成18年6月26日(月) 午前9時から午後5時まで	
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成18年6月14日(水) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (大型)	平成18年6月28日(水) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加 (普自二)	平成18年6月16日(金) 午前9時から午後5時まで	

2 審査方法

(1) 技能検定員審査(普通、大型又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則(以下「教則」という。)の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査（普通、大型又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査（大型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センターを経由して長野県公安委員会に提出すること。

- ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書にはる写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成18年5月18日(木)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査(普通) 20,500円

(4) 技能検定員審査(大型又は普自二) 14,750円

(9) 技能検定員審査(大型二種又は普通二種) 22,050円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査(普通) 12,150円

(4) 教習指導員審査(大型又は普自二) 9,850円

(9) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種) 12,550円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手数料についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

東北信運転免許センター